

平成20年10月30日

関係者の皆様へ

山崎建設株式会社

代表取締役 山崎 康久

拝啓 日頃から弊社とお取引をお願いしております関係者の皆様には、ひとかたならぬご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、従前土木事業を中心にいわゆる大手ゼネコンの下請（いわゆるサブコン）として活動しておりましたところ、平成20年3月期には、連結売上高で前年対比21.9%増の金627億5900万円を計上するなど、弊社土木事業はおおむね順調に推移しておりました。

ところが、昨年の建築基準法改正による建築確認の審査基準厳格化により、弊社において予定していた碎石製品の出荷が大幅に遅れ、碎石事業において多額の損失が発生し、その結果、平成20年3月期には21億6000万円の特別損失を計上するに至りました。また、弊社は、近年、建築事業への進出を行ったところ、建築事業においては、通常、工事代金の回収が工事完成後になるため先行して下請会社への支払が生じるところ、弊社においても先行した下請業者への支払が生じ、一時的な資金繰りの悪化が生じることとなりました。

そのため、弊社においては、一時的な資金需要を満たすため、金融機関に対し短期つなぎ融資を要請いたしました。が、いわゆるサブプライムローン問題に端を発する金融情勢の悪化に加え、昨今の建設業界の大不況、さらには建設業者の相次ぐ倒産により、弊社の資金繰りはより一層困難な状況に陥ることとなりました。

このため、弊社は、かかる局面を何とか打開すべく、考えうる限りの手を尽くし、懸命の努力を行って参りましたが、現状、誠に残念ながら、このままでは資金繰り面での破綻を避け得ない状況に直面しているのが実情でございます。

そこで、弊社は、かかる事態に対し、抜本的な対応が必要であると判断し、専門家の方にもご相談し、対応策を協議して参りましたが、現在の状態のまま事業を継続すれば、残念ながら、却って関係者の皆様方にご迷惑をおかけすることになることは必至であるといわざるを得ないと判断するに至りました。

そのようなところから、かかる事態を回避するためには、法的な再建手続である会社更生手続開始の申立を行うほか途はないとの結論に達し、弊社は、本日、東京地方裁判所に更生手続開始申立を行い、同日付で同裁判所より、保全管理命令の発令を受けた次第です。

弊社は、これまで皆様のご支援・ご協力、そしてお取引をお願いしている関係者の皆様のお引立とご協力のもとに経営を行って参りましたが、このような事態となり、誠に申し訳なく、衷心より深くお詫び申し上げます。

ところで、更生手続は、破産手続とは異なり、会社の維持存続を前提として、会社を再建・更生させる手続です。今後は、東京地方裁判所並びに同裁判所が選任した保全管理人のご監督の下、一日も早く会社を再建できますよう、弊社社員一同全力を傾注し、皆様のご迷惑を最小限に食い止めるため粉骨砕身努力いたします覚悟です。

とはいえ、皆様には大変なご迷惑をおかけしている中、大変恐縮ではございますが、従前と変わらぬご支援・ご協力の程、引き続き何卒宜しくお願い申し上げます。

皆様には、何度お詫び申し上げても十分ということにはございませんが、何卒皆様におかれましても弊社の事情をご賢察の上ご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

本日は、申立直後のため取り込んでおり、十分なご説明ができないことお詫び申し上げます。

敬具

【弊社が依頼している弁護士の先生方（申立代理人）】

東京都中央区八重洲2-2-1 2八重洲2・2ビル4階・5階・6階 清水直法律事務所  
弁護士 清水 直 萩原 貴彦 大関 大輔 諸橋 隆章  
新垣 卓也 小野 健晴 志村 聡

東京都中央区京橋2-3-3 京橋山陽ビル7階 平出法律事務所  
弁護士 平出 晋一 小幡 朋弘 中澤 歩

東京都中央区日本橋2-15-3 グレイスビル日本橋8階 角家・江木法律事務所  
弁護士 角家 弘志 江木 晋 松木 大輔 田中 泰秀 五十嵐謙一

【監督裁判所及び保全管理人】

監督裁判所：東京地方裁判所民事第8部

事件番号：平成20年（ミ）第13号会社更生事件

保全管理人：井窪 保彦 弁護士

平成20年10月30日

各位

山崎建設株式会社

上記申立代理人

弁護士	清水	直
同	平出	晋一
同	角家	弘志
同	江木	晋
同	萩原	貴彦
同	大関	大輔
同	諸橋	隆章
同	松木	大輔
同	小幡	朋弘
同	中澤	歩

### 更生手続開始申立のご報告

前略 早速ながら上記会社（以下「会社」といいます。）の代理人として、同社の更生手続開始申立についてご連絡を申し上げます。

さて、皆様もご高承のとおり、原油に代表される原材料・燃料等の暴騰、建築基準法改正による建築確認審査基準の厳格化、サブプライムローン問題に端を発する金融危機等の複合的要因により、市況は急激に冷え込み、会社を取り巻く経営環境は急速に悪化しております。

かかる状況下、会社においても、上記建築確認審査基準の厳格化により予定していた建築工事向けの碎石製品の出荷が大幅に見送られ、その結果、碎石事業において多額の損失が発生させるに至り、加えて、施主であるゼネコンの経営破綻や支払遅延という事態に相次ぎ遭遇し、これら施主に対する多額の債権が不良化するという事態に遭遇致しました。

かかる厳しい情勢に対処すべく、会社は、工事利益の確保に努めるとともに、金融機関に対し短期つなぎ融資の要請等自助努力を積み重ねて参りました。

しかしながら、受注高・完工高さらには利益率の低下による損益面の悪化を食い止めることができず、また更なる工事代金の回収不能・遅延を生じたこと等から、資金繰りもより一層悪化するに至り、このまま事態を放置した場合には、かえって皆様方の損害を拡大させる虞が予想されました。

そのため、会社と致しましては、このまま事態を放置するのではなく、法的な再建手続である会社更生手続開始申立てをすることが、皆様はじめ関係各位のご迷惑を少しでも食い止めることとなるとともに、皆様への誠意となると考えまして、本日、東京地方裁判所に対し、更生手続開始の申立を致し（事件番号:平成20年（ミ）第13号会社更生事件）、同日付で、東京地方裁判所より、保全管理命令が発令され、保全管理人に弁護士井窪保彦氏が選任されました次第です。

したがいまして、本日以降、会社の財産の管理処分権並びに経営全般に関する権能は、従前の取締役役に代わり、全て同弁護士に掌握するところとなっております。

また、本年10月30日以前の原因に基づいて発生した債務につきましては、同裁判所より、本日付で弁済禁止の仮処分が発令されている関係上、誠に恐縮ですが、一時お支払いすることが出来なくなっております。

棚上げとなりました債務のお支払につきましては、今後、更生手続の中で対応させていただくこととなります。

今後一日も早く経営を再建できますよう、保全管理人及び同裁判所の監督の下、社員一同一丸となって粉骨砕身努力し、最大限の債務弁済が出来ますよう、全力を尽くして参る覚悟であります。そのためにも、各位の変わらぬご支援・ご協力が絶対に必要でございます。

つきましては、多大なるご迷惑をおかけしている中、誠に恐縮とは存じますが、皆様におかれましては、今後とも、引き続き、従前と変わらぬご支援の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

草々

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

頭書事件について、保全管理命令の申立てがあったので、当裁判所は、申立てを理由あるものと認め、会社更生法30条1項、2項、32条1項ただし書及び32条3項において準用する72条2項の規定に基づき、次のとおり決定する。

主 文

1 開始前会社につき保全管理人による管理を命ずる。

次に掲げる者を保全管理人に選任する。

東京都中央区八重洲二丁目8番7号 福岡ビル9階

弁護士 井 窪 保 彦

2 保全管理人が次に掲げる行為をするには、当裁判所の許可を得なければならない。

(1) 平成20年10月30日までの原因に基づいて生じた債務の弁済。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 開始前会社とその従業員との雇用関係により生じた債務

イ 債務総額金100万円以下の債務

(2) 借財(手形割引を含む。)及び保証

(3) 開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば共益債権となるもの(日常取引又は雇用関係によって生ずるもの及び国税徴収法又は国税徴収の例によって徴収することのできるものを除く。)であって、金100万円を超えるものの弁済

3 保全管理人が開始前会社の常務に属しない行為をするには、当裁判所の許可を

得なければならない。

平成20年10月30日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

これは謄本である。

平成20年10月30日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官



別紙

当 事 者 目 録

東京都中央区日本橋富沢町8番6号

申立人（開始前会社）	山 崎 建 設 株 式 会 社	社
代表者代表取締役	山 崎 康	久
申立人代理人弁護士	清 水	直
同	萩 原 貴	彦
同	大 関 隆	輔
同	諸 橋 卓	章
同	新 垣 野 村 健	也
同	小 志 平 晋	晴
同	小 幡 澤 弘	聡
同	中 角 家 木 大	一
同	江 松 木 大	広
同	田 松 木 泰	步
同	五 十 中 嵐 謙	志
		晋
		輔
		秀
		一